経 済 産 業 省

官 印 省 略 20250228製局第6号 令和7年3月7日

一般社団法人日本ジュエリー協会 会長 殿

経済産業省製造産業局長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について

上記の件について、警察庁刑事局組織犯罪対策部長及び警察庁警備局長から令和7年2月28日付け警察庁丙組組一発第5号及び警察庁丙備企発第14号をもって別添のとおり要請がありましたのでお知らせします。

当該要請の趣旨は、令和7年2月28日付け外務省告示第93号及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」(令和7年2月28日付け国家公安委員会告示第7号)により、資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正されたことから、それを周知するものです。

最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、貴会会員に対し一層の周知徹底をお願いいたします。

機密性1

警察庁丙組組一発第 5 号警察庁丙備企発第 14 号令和 7 年 2 月 28 日

金融庁総合政策局長 金融庁企画市場局長 金融 庁 監 督 局 総務省自治行政局長 総務省情報流通行政局郵政行政部長 財務省大臣官房総括審議官 財 務 省 際局 玉 国 税 庁 次 長 厚生労働省雇用環境・均等局長 農林水產省大臣官房総括審議官 (新事業・食品産業) 農林水産省経営局長 経済産業省製造産業局長 経済産業省商務・サービス審議官 資源エネルギー庁次長 中 小 企 業 庁 長 国土交通省不動産,建設経済局長

殿

警察庁刑事局組織犯罪対策部長 警 察 庁 警 備 局 長

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引の届出等について(要請その195)

この度、別添のとおり「国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件」(令和7年2月28日付け外務省告示第93号)及び「国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件」(令和7年2月28日付け国家公安委員会告示第7号)により資産(財産)凍結措置等の対象となる者の一部が改正された。

タリバーン関係者等と関連すると疑われる取引については、これまでも、犯罪による 収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号。以下「犯罪収益移転防止法」と いう。)に基づき、顧客等の取引時確認等や疑わしい取引の届出の履行の徹底が図られ、 また、タリバーン関係者等との一定の取引は外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第 228 号) 及び国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成 26 年法律第 124 号。以下「財産凍結法」という。)により規制されているところである。最近の厳しい国際テロ情勢に鑑み、所管の特定事業者に対し、この度の改正内容を周知していただくとともに、ISILその他のイスラム過激派組織やその関係者が本件タリバーン関係者等に含まれていることにも留意し、引き続きタリバーン関係者等と関連すると疑われる取引について犯罪収益移転防止法に基づく各種義務の履行が徹底され、また、タリバーン関係者等との一定の取引について財産凍結法等の規定が遵守されるよう、よろしくお取り計らい願いたい。

次五第三つ三百九 象 の十千十た号六十平外 と件 よ五九三決に十五成務 な名 う号百号定基七号十省 る・ に1八8等づ号を三告 タ・ 改へ十个にき、含年示 リ国 正 a 九 ^c 基設第む外第 バ際 す一号一づ立千関務九 |連 るに1寅きさ九連省十 ン合 。定へ手、れ百の告三 関 安 め a 一同 た 八 告 示 号 係全 。 う 、百 · 理 - 各 十 示 第 者保 事理八に三 等 障 第九 会 事 号 関 百 を理 $\stackrel{-}{\scriptstyle{\sim}}$ + 決会、し三 指事 千 号 。 <u>「</u> _ 2 の 議 委第 、十 定会 第員千国二 百一 す決 a 千 会 九 際 号 る議 五. 件に が百連及 十、百令八合び と三第六和十安令 の基 な号千十六九全和 ーづ る 2 九七 年号保六 部く 個 个百号 十及障年 を資 改産 正凍 す結 月第事務 る等 団び号し二二会省 件の 体第 $^{\circ}$ 、十千決告 の二、第三二議示 一千a千日百第第 置 部二一三に五千三 \mathcal{O} を百、百行十二百 対

をに 改二次 正重の令 後傍表和 欄線に七 にをよ年 掲付り二 げし、月 るた改二 も規正十 の定前八 の〜欄目 よ以及 う下び に「改 改 対 正 後 る規欄 。定に 対 لح い外 L 務 。て う _ 掲 しまった。 は げ 、る 該の 対 標 象 記 規 部 ____

定 分

た

対

改 正 後	数 出
(別表)	(別表)
1. ~352. [略]	1. ~352. [同左]
353. 削除	<u>353.</u> リオネル・デュモン (別名:(a)ジャック・ブルジェール (b)
	アブー・ハムザ (c)ディ・カルロ・アントニオ (d)メルリン・
	オリバー・クリスチャン・レネー (e)アルファウニ・イマド・
	ベン・ヨゼット・ハムザ (f)イマム・ベン・ユーセフ・アルフ
	ァジ (g)アブー・ハムザ (h)アルファウニ・イマド (i)ビラル
	(j)ハムザ (k)コウムカル (l)クムカル (m)メルリン (n)ティ
	ネ (o)ブルジェール (p)ディモン)
	LIONEL DUMONT (a.k.a.: (a)Jacques Brougere (b)Abu
	Hamza (c)Di Karlo Antonio (d)Merlin Oliver Christian
	Rene (e)Arfauni Imad Ben Yousset Hamza (f)Imam Ben
	Yussuf Arfaj (g)Abou Hamza (h)Arfauni Imad (i)Bilal
	(j)Hamza (k)Koumkal (l)Kumkal (m)Merlin (n)Tinet
	(o)Brugere (p) Dimon)
	称号:不明
	役職:不明
	生年月日:1971 年 1 月 29 日
	出生地:Roubaix, France
	国籍:フランス
	旅券番号:不明
	I D番号: 不明

住所:フランス

国連制裁委員会による指定日:2003年6月25日(2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日、2010年8月6日及び2016年6月24日に改訂)

その他の情報: 2004年5月現在フランスにおいて拘留されている。2007年フランスにおいて懲役25年の判決を受けた。刑は2023年7月13日に終了する予定であり、無条件拘禁は2020年8月13日に終了する。安全保障理事会決議1822(2008年)に基づく見直しは2010年6月15日に終了した。

 $354. \sim 797.$ [略]

354.~797. [同左]

備考 表中の「] の記載は注記である。

国家公安委員会告示(3条関係・抹消)件名

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法第三条第五項において準用する同条第四項の規定に基づき、名簿から抹消された公告国際テロリストを公告する件

〇国家公安委員会告示第七号

において準用する同条第四項の規定に基づき、炊のとおり告示する。我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法(平成二十六年法律第百二十四号)第三条第五項員会の作成する名簿から抹消されたので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ次の公告国際テロリストが、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等により設置された委

今和七年ニ月ニナ八日

国家公安委員会委員長 坂井 学

氏名 リオネル・デュモン (LIONEL DUMONT)

名簿に記載された年月日 2003年6月25日 (2004年11月22日、11月26日、2007年7月2日、10月17日、2009年3月24日、2010年8月6日及び2016年6月24日に改訂)

名簿記載者公告番号 QI-48